

○橋本委員長 次に、井坂信彦君。

○井坂委員 立憲民主党の井坂信彦です。本日も、雇用保険法等について質疑をさせていただきます。

まず、資料①を御覧ください。こちらの方は、雇用保険法、今回の法案に対する修正案ということで、まずそちらについてお伺いをしたいと思います。提出者にお伺いをいたします。

修正案の趣旨、どのようなものでしょうか。

○山井委員 井坂議員、御質問ありがとうございます。

昨年十二月から連合さんなどと議論をさせていただきまして、この雇用保険法に関する連合の意見、またあるいは多くの働く皆様の声を聞きながら修正案の準備をさせていただきました。

例えば、今年一月七日の雇用保険部会報告に対する連合の談話にあるとおり、雇用政策の担い手としての政府の責任を示すべきであり、国庫負担は本則に戻すべきである、政府は機動的な国庫繰入れを制度化したというが、その機動性、実効性の担保がないことについての懸念があるなどという御意見をいただいております。

このほか、育児休業給付については、子育て支援を国の責任で行うべきであり、全額国庫負担の新しい制度に移行することを早急に検討すべきである、雇用保険の対象となっていない、フリーランス等の雇用によらない働き方をする者にも育児休業給付の対象を拡大することも併せて検討すべきという意見もいただいているところでございます。

これらのことについて、総合的に、多くの団体の方々、そして党内での議論もさせていただきまして、また国民民主党の皆さん、また有志の会の皆さんとも議論を重ねた上で、このような修正案を作成させていただきました。具体的には、国庫負担割合を本則に戻す、そして機動的な国庫繰入れの確保、育児休業給付についての検討ということであります。この後も御答弁いただきますが、国民民主党さん、有志の会の皆さんとともにこういう修正案を出して、非常に、やはり今回、私たちも、よい改正も含まれていると思いますが、問題点もある改正ですので、与党の皆様にも御賛同いただければと思います。

ありがとうございます。

○井坂委員 ありがとうございます。